

群馬県立女子大学紀要に関する申合せ事項

(刊行)

第1条 紀要は、学術研究の成果を発表するために、毎年度1回刊行するものとする。

(庶務)

第2条 紀要編集事務を処理するために幹事を置く。

2 幹事は1名とし、附属図書館運営委員より互選された者をあてる。

3 発行に係る事務は、会計図書係で処理する。

(投稿)

第3条 紀要の投稿に関しては次のように定める。

2 紀要に投稿できる者は、原則として本学の専任教員とする。ただし、本学の専任教員を定年退職した者、非常勤講師及び外国語教育研究所研究員で、附属図書館運営委員会が適当と判断した者については、投稿を認める。

3 紀要への投稿を希望する者は、幹事が指定した方法にて事前に執筆申し込みを行うこととし、投稿は事前に執筆申し込みを行った者に限る。また、事前の執筆申し込みに記載した著者名からの変更は認めない。

4 本学の専任教員に限り、学内者または学外者との共同研究の論文投稿を認める。

5 学内者との共同研究の場合は、本学の専任教員が中心となって研究・執筆したものを原則とし、中心となって研究・執筆した本学の専任教員を論文の第一著者とする。なお、執筆申し込みの際に共同研究の趣旨・分担などをできるだけ明記する。

6 学外者との共同研究の場合は、本学の専任教員が中心となって研究・執筆したものを原則とし、中心となって研究・執筆した本学の専任教員を論文の第一著者とする。なお、執筆申し込みの際に共同研究の趣旨・分担などをできるだけ明記する。

7 投稿論文は未発表論文とする。なお、この「論文」の中には、これまで訳出されていない、訳出そのものに学問的価値のある日本語古典、外国語文献の翻訳や翻刻も含むものとする。

8 締切日は、附属図書館運営委員会が定める。

9 原稿は、原則として電子データで提出するものとする。

10 原稿1件の分量等は、別に定める。

11 著者による校正は、原則として2回までとする。

12 著者には抜刷20部を配布する。なお、これを超える分については、本学の専任教員の場合に限り、その経費を個人研究費から負担して増刷することができる。

(著作権等)

第4条 紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属するものとする。

2 原稿執筆者は、群馬県立女子大学及び群馬県立女子大学が委託する機関等に対して、当該著作物の複製権及び公衆送信権の利用を許諾するものとする。ただし、著作者から利用制限の申し出がある場合は、この限りではない。

- 3 論文等に第三者の著作物（図版・図表等）が含まれる場合は、著作者がその著作権に関わる処理を行うこととし、問題が生じた場合、その責は著作者が負うものとする。

（令和7年10月1日文学部教授会・国際コミュニケーション学部教授会申合せ事項）

【参考：再申合せ前経緯】

（平成19年7月4日教授会申合せ事項）

（平成20年4月1日事務局組織変更に伴い一部改正）

（平成22年4月2日教授会申合せ事項）

（平成24年1月4日教授会申合せ事項）

（平成30年5月9日教授会申合せ事項）

（令和4年6月1日文学部教授会・国際コミュニケーション学部教授会申合せ事項）

（令和5年6月7日文学部教授会・国際コミュニケーション学部教授会申合せ事項）

（令和6年3月4日文学部教授会・国際コミュニケーション学部教授会申合せ事項）